

# 政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告

平成23年7月

「新しい公共」推進会議

政府と市民セクター等との公契約等のあり方等  
に関する専門調査会

## 目 次

はじめに	1
I. 政府と市民セクターとの公契約等のあり方について	
1. 基本的な考え方	2
2. 国や地方自治体のとるべき対応	
(1) 多様な担い手の参画	3
(2) 適切な担い手の選定	4
(3) 適切な契約のあり方	5
(4) 適切な積算・支払のあり方	7
(5) 多様な利用者ニーズに応える多様なサービス提供に向けた制度（バウチャー制度） の推進	8
(6) 政府と市民セクターの人材交流の促進と市民セクターの人材育成	9
3. 参考事例	
(1) 提案型協働事業の活用	11
(2) 企画競争の活用	12
(3) バウチャー制度の活用	12
(4) 市民セクターへの参加の促進	13
II. 今後の検討課題について	
1. 政府と市民セクターとの協約の締結に関する考え方	14
2. 「新しい公共」を支える法人制度のあり方	14
3. 休眠預金の活用	15

## はじめに

「新しい公共」円卓会議（以下、「円卓会議」）において合意された「新しい公共」宣言（平成22年6月4日）では、支え合いと活気のある社会を作っていく上で、「国民、市民団体や地域組織」（以下、「市民セクター（注1）」）、「企業やその他の事業体」（「企業セクター」）、「政府」等が当事者として参加し、協働することが必要であるとされ、これら三者のそれぞれに対して提案が行われるとともに、公共を担うことについての三者の関係のあり方について引き続き議論を行うための場を設けることが望ましいとされた。

これを受け、平成22年10月22日に設置された「新しい公共」推進会議（以下、「推進会議」）においては、「新しい公共」と行政の関係のあり方などNPO等の活動基盤に関する専門的な事項について調査を行うため、政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会（以下、「調査会」）が設けられた。調査会は、「新しい公共」と行政の関係のあり方や、「新しい公共」を支える法人制度のあり方、NPO等の活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みのあり方について調査、審議を行ってきたが、本報告書は、そのうち政府と市民セクターとの公契約（以下、「公契約」）のあり方に焦点をあてたものである。

多様な「新しい公共」の担い手（以下、「担い手」）の資金的基盤を支える大きな構成要素をなす「寄附」、「事業収入」及び「行政からの委託収入」のうち、寄附に関しては、円卓会議、推進会議を通じて提言を行ってきた寄附税制の見直しを行う法改正が今国会で実現した。今回、委託を含む公契約のあり方の見直しを行うことによって、担い手の活動基盤がなお一層強化され、その活躍の幅の拡大に大いに寄与することが期待される。

（注1）市民セクターとは、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、特定公益増進法人（学校法人、社会福祉法人等）、協同組合、法人格を持たない地縁団体（自治会・町内会、婦人・老人・子供会、PTA、ボランティア団体等）等の民間非営利組織のほか、公益的な活動を主な目的とする営利組織からなるセクター。

## I. 政府と市民セクターとの公契約等のあり方について

### 1. 基本的な考え方

市民のニーズの多様化が進むなかで、これを的確に捉え、それに応える公共サービスの提供を適切に行うことの重要性はますます大きくなっている。こうした状況に対応するためには、政府だけでなく、担い手の能力が最大限に発揮されることが不可欠である。

これまでの公契約においては、政府が企画立案した政策の枠組みに沿って事業内容が組み立てられ、それを政府にのみ権利・権限が属する契約方式によって担い手に実施させるやり方が多くみられ、担い手の選定も、アカウンタビリティに配慮しながらも経済性や効率性に偏った基準で行われることが多かった。しかし、そのようなやり方では、適切に市民のニーズに応える公共サービスの提供を行う上で限界がある。

こうした観点から、今後、公契約等においては、市民へのアカウンタビリティや効率性の確保とともに、以下のような点に留意することが特に重要となる。

- ・ 多様なニーズの受け入れ－市民の多様なニーズを受け入れ、効果的に政策や事業に反映するため、様々な市民や担い手が公共サービスの提供に参画できるようにする。
- ・ 創意工夫の発揮－多様なニーズに的確に応え、目標とする成果をより効果的に達成するため、担い手が専門性やノウハウを活かし、創意工夫を発揮して事業を実施できるようにする。
- ・ 社会的価値の重視－公共サービスの提供にあたって、当該サービスの効率的な提供のみならず、安全性、雇用及び適切な労働環境の確保、様々な立場にある人々への配慮等といった副次的な効果を含め、これらの全体を社会的価値として重視する。
- ・ 対等性の確保－担い手をパートナーと位置付け、政府と対等な権利や義務を持つ主体として取扱う。
- ・ 活動環境の整備－担い手の活躍の幅を広げたり、担い手の活動基盤を強化するため、環境整備を行い、将来的により充実した公共サービスが提供されるようにする。

「支え合いと活気のある社会」づくりを効果的に進めるため、調査会としては、上記のような基本的考え方にに基づき、以下の通り報告する。政府が、本報告を踏まえ、公共サービスの提供における多様な担い手の参加の重要性に鑑み、公共サービスと市民の関わり方そのものを位置付け直すような法整備を含む制度改革や運用面での見直しに取り組むことを期待する。

## 2. 国や地方自治体のとるべき対応

### (1) 多様な担い手の参画

政策や事業の企画立案への担い手の参画を促進する方法として、担い手から提案や意見を受け付けたり、討議の機会を設けたりすることが考えられる。特に、事業実施の前段階で担い手から提案を受け付けることにより、担い手の創意工夫を発揮しやすい形で事業を実施することが可能となる。

#### ① 参画機会の確保

##### 【課題】

国や地方自治体における、担い手による政策の企画立案への参画の機会は限定的である。例えば、国においては、審議会等の旧来からある参画方式が一般的であり、いくつかの省で、法で義務付けられたパブリックコメントのほか、国民から提案や意見を受け付けたり、討議に参加する機会を設けたりする取組が行われているものの、そうした取組は一部にとどまっている。

また、一部の省や地方自治体において行われているものの、市民セクターが応募することのできる事業に関する情報を集約して公表する取組は限定的であり、こうしたことが応募の機会に影響しているとの指摘がある。

○ 国や地方自治体は、実情に応じ、以下のような取組を進めるべきである。

- ・ 担い手による企画立案への参画機会を確保する。その際、予算要求前に政策提案をオープンに受け付けることについて検討する。
- ・ 予算の成立後に、市民セクターが応募することのできる事業について、可能な限り情報を集約して公表するよう努める。
- ・ 参画機会が特定の団体や個人に偏らず、広く公平に開かれるよう留意する。例えば、無作為抽出型ワークショップ（市民討議会等）や討議型世論調査などの手法により、幅広く住民の声を吸い上げることが考えられる。

#### ② 提案型協働事業の導入促進

##### 【課題】

国においては、一部の省で個別に提案型協働事業を実施した実績があるが、取組は限定的である。また、地方自治体においては、都道府県での取組が進んでいる一方で、市などにおける取組の広がりにはそれに比べて小さい。なお、国・地方自治体ともに、縦割りにより、部署横断的な提案事業が進められにくくなっている場合があるとの指摘がある。

- 国や地方自治体は、実情に応じて、できるだけ多くの事業を対象とした提案型協働事業の取組を広げるべきである。その際、提案制度を所管する部局が一元的な窓口となって事業実施部局を統括し、調整する役割を果たすなど、制度が円滑に運営されるよう工夫することが望ましい。

## (2) 適切な担い手の選定

幅広い担い手の中から、専門性やノウハウを活かした創意工夫や社会的価値を最大限に引き出すためには、担い手の選定方法が重要な鍵を握る。

### ① 参入規制の緩和

#### 【課題】

法令で特定の法人を事業主体として規定することにより、他の法人等の参入を阻んでおり、競争等を通じて公共サービスの質の向上を促す機会が確保されていないと考えられる事例がある。

- 国においては、公共サービスの質の向上を促す観点から、政策目的等に配慮しつつ、多様な主体の参入を確保するよう、特定の法人を事業主体として規定している法令を改正するべきである。

### ② 総合評価方式、企画競争の促進及び幅広い社会的価値への配慮

#### 【課題】

国や地方自治体においては、価格競争もしくは特定の担い手との随意契約が多く、担い手の専門性やノウハウ等を活かすことのできる総合評価方式による競争入札や企画競争（競争性のある随意契約）が十分に活用されていない場合があるとの指摘がある。また、総合評価方式や企画競争を活用している場合でも、公共サービスの質にとどまらない様々な社会的価値を幅広く考慮する取組が十分進んでいないとの指摘がある。

- 国や地方自治体においては、協働相手を選定する場合に、競争性や透明性に配慮しつつも、当該団体の創意工夫等を勘案できる、総合評価方式や企画競争等を幅広く活用するべきである。その際、個々の事業の内容に応じて、安全性、雇用及び適切な労働環境の確保、様々な立場にある人々への配慮等の幅広い社会的価値を考慮することが望ましい。

### ③ 指定管理者制度の運用にあたっての趣旨の徹底

#### 【課題】

地方自治体においては、指定管理者制度の運用にあたって、管理者の選定が価格による基準に偏っていたり、特定の団体に漫然と継続的に管理運営を委託したりする例がみられ、公共サービスの水準を確保する上で最も適切なサービスの提供者を指定するという制度の趣旨に沿った運用が行われていない場合があるとの指摘がある。

- 地方自治体においては、「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日付総行経第 38 号 総務省自治行政局長通知）を踏まえ、①同制度が公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること、②住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義がある一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと、③公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること等に留意し、その趣旨を徹底するべきである。

### （3）適切な契約のあり方

政府と市民セクターとの関係のあり方が変化している中で、実際の契約にあたっては、前例の踏襲等により、新しい関係のあり方を十分に活かすものとなっていない。実際に事業を進める際の指針となる契約のあり方を適正化することが重要である。

#### ① 契約書の作成にあたっての対等性の確保

#### 【課題】

国や地方自治体においては、契約書に、担い手が事業を進める際意思決定権や成果物等の権利、責任・義務等が定められておらず、担い手が下請けの立場となっている場合が多いとの指摘がある。

- 国や地方自治体においては、契約書を作成する際、漫然と前例を踏襲することなく、事業の内容や性格を十分考慮した上で、可能な限り、成果物の帰属、契約の解除権・違約金徴収権、損害賠償責任等に関して、担い手に政府と対等の権利や義務を付与するよう努め、契約が真に対等な当事者間の合意に基づいたものとなるよう必要な見直しを行うべきである。

## ② 仕様書や契約書の柔軟化と成果目標の明確化

### 【課題】

国や地方自治体の仕様書が、前例踏襲等により、事業の内容に応じた適切なものとなっていなかったり、細かく定められていることにより、成果目標・成果指標を達成するプロセスにおいて受注者の創意工夫を発揮する上で、障害となっている場合があるとの指摘がある。

また、国や地方自治体の契約書についても、雛形をそのまま用いたり、担い手との協議が行われないうままに取り交わされたりすること等により、事業の内容に応じた適切なものとなっていないとの指摘がある。特に、再委託を当然のこととして禁じる場合などが、相互の意見交換が十分になされないままプロセスの自由度を制限している例として指摘されている。

そのほか、成果目標・成果指標の設定の取組そのものが十分に進んでいないとの指摘もある。

○ 国や地方自治体においては、実情に応じ、以下のような取組を進めるべきである。

- ・ 仕様書の作成にあたり、前例踏襲によるのではなく、事業ごとに内容を適切に定めるとともに、成果目標・成果指標を達成する上で受注者の創意工夫が発揮されるよう配慮する。
- ・ 契約書の作成にあたり、漫然と雛形を用いることを避けるとともに、可能な限り担い手との協議の機会を設けた上で契約を交わすよう努める。
- ・ 政策課題等に応じて、適切な成果目標を設定する。その際、何を成果目標とするかについて慎重に検討を行い、政策目的の達成に資するよう留意する。

## ③ 複数年度を視野に入れた契約の推進

### 【課題】

担い手が中期的に見通しを立てて活動しやすくなるという観点から、国や地方自治体において、複数年度を視野に入れた契約の取組を広げることが望ましい。国については、具体的な対象事業に関する特段の規定が存在しないこと等により、国庫債務負担行為による複数年度契約の取組は限定的であり、地方自治体については、長期継続契約に係る条例が制定されているものの、これを活用した複数年度契約の取組は限定的であるとの指摘がある。



- 国において、国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方の明確化等により、各省庁における複数年度契約の取組を促すべきである。
- 地方自治体において、長期継続契約に係る条例において定められた事業について、複数年度契約の取組を拡大することについて検討を行うべきである。

#### (4) 適切な積算・支払のあり方

公共サービスの対価をどう設定するか、どのように支払うかは、資金面での基盤が弱い担い手にとっては重要な課題となる。政府側が独占的で優位な立場にある中で、適切な対応が求められる。

##### ① 適切な間接費等の積算（フルコストリカバリー）

###### 【課題】

国や地方自治体においては、自身が事業を実施する場合の間接費を含む実施経費を把握していなかったり、業務の専門性等に応じた人件費の単価の根拠がまちまちであったりすること等により、予定価格に適正な間接費や人件費を盛込んでいない場合があるとの指摘や、また、支払にあたって、対象費目やその額に制約を設けている場合があるとの指摘がある。

市民セクターにおいては、適正な間接費や人件費の積算ノウハウが不足していることにより、見積書や請求書にこれらの費用を盛込んでいない場合があるとの指摘がある。

- 国や地方自治体は、実情に応じ、以下のような取組を進めるべきである。
  - ・ 国や先進的な地方自治体における政策コスト把握の取組を推進し、予定価格を定める際の参考とする。
  - ・ 個別の委託事業での間接費の適切な積算・支払を普及するため、その必要性やモデル的な積算事例の啓発を、手引きの作成や職員研修等の形で行う。
  - ・ 支払対象費目の制約を設けている内規等がある場合、その見直しを進める。

## ② 支払方法の適正化

### 【課題】

事業の性格により、実際に行った業務量に応じた実費を支払うことが適切な場合もあれば、支払額を事前に確定した上で事業の実施者の努力による効率性を引き出すことが適切な場合もある。こうした中で、国や地方自治体において、前例踏襲等により、事業の内容に応じた適切な支払方式を選択できていない場合があり、その結果、発注者と受注者が必ずしも共通の認識を持つことなく、事業が進められる場合があるとの指摘がある。

また、前金払や概算払を行うことが可能な費目について、受注者がこれを希望しても、運用上これを受け付けないなど、前金払や概算払が適切に導入されていない場合があるとの指摘がある。

○ 国や地方自治体は、実情に応じ、以下のような取組を進めるべきである。

- ・ 前例踏襲に陥らず、事業の内容に応じて、実費精算を行う必要があるかどうか等を勘案し、支払方式を予め適切に選択する。
- ・ 前金払や概算払が可能な費目について、受注者からの申請に適切に対応し、受注者との協議により実施について検討する。

### (5) 多様な利用者ニーズに応える多様なサービス提供に向けた制度（バウチャー制度）の推進

担い手の活躍の場を拡げる環境整備として、市場を活用した担い手の活動を公的資金により補助する制度が有効である。バウチャー制度は、担い手に直接資金を交付する方式に比べ、より多様な担い手によるサービス参入や、利用者のニーズに合ったサービスの提供を促進する効果があると考えられる。

○ 地方自治体において、身近な公共サービスについてバウチャー制度の導入を検討するべきである。その際、既存の政策手段との役割分担や地域のニーズにあったサービス提供などの観点から、既存のバウチャー制度の事例の評価や成果について整理することが望ましい。

## (6) 政府と市民セクターの人材交流の促進と市民セクターの人材育成

担い手の人材育成は重要な課題である。市民セクターと行政の人材交流の促進や、担い手による人材の確保や教育の仕組みづくりの支援等が考えられる。

### ① 政府と市民セクター間での人材交流の促進

#### 【課題】

国家公務員が市民セクターで業務に従事する仕組みは整備されていない。また、地方公務員については、派遣制度は存在するものの、派遣された職員が、地方自治体から給与の支給を受けることは難しいとの指摘がある。

- 国は、政府と市民セクターとの人材交流を活発にするため国家公務員が休職制度により給与の一定割合を国から受給して、NPO法人等で働くことができるようにする他、今後の課題として、国家公務員をNPO法人等に派遣するための法令の整備についても検討を進めるべきである。
- 地方自治体は、地方公務員について上記の国家公務員と同様な休職制度を条例により設けるとともに、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づきNPO法人等への職員の派遣を行う場合に、地方自治体から給与を支給できるよう条例で定めることにより、人事交流を促進するべきである。

### ② 市民セクターにおける人材育成の促進

#### 【課題】

担い手の人材育成にとって、必要な人材を獲得するための採用活動のコスト・ノウハウの不足や、採用した人材が長期的に一つの団体でキャリア形成を考える上での収入や福利厚生面での不安等が課題となっている。

- 国は、市民セクターが、採用や教育、安心して働き続けられる環境を形成する上で必要な資金を確保するため、新しい公共支援事業の活用や、契約のあり方の見直し等を通じて財政基盤の強化を支援するべきである。
- 国や地方自治体においては、実情に応じ、以下のような取組を進めるべきである。
  - ・ 大学等の教育機関や専門家による各種団体等とも連携し、市民セクター

が事業運営能力を持つ人材育成を行うことを支援する。

- ・ 市民セクターが、地域における退職者等の能力を発掘し、活用することを支援する。
- ・ 公務員の市民活動への参加を奨励するとともに、広く国民に対し市民活動への参加について啓発を行う。その際、企業における休暇制度の充実など、従業員の市民活動への参加を奨励する取組についても、啓発を行う。

### 3. 参考事例

国や地方自治体が、2. に沿った取組を進めるにあたって、以下のような事例を参考とすることが考えられる。

#### (1) 提案型協働事業の活用

地方自治体の事業を公表し、民間から委託等の提案を募る制度としては、以下のような事例がある。

##### ・我孫子市 提案型公共サービス民営化制度

平成 18 年度より、約 1000 の市の全ての事業を公表し、企業、NPO 法人、任意団体を含む民間団体から委託・民営化の提案を募る提案型公共サービス民営化制度を導入。提案の検討または希望があった場合は、市が制度の説明や事業担当課との事前協議の場を設け、提案づくりのサポートを行い、審査委員会での審査を経て、市が実施の決定を行い、委託契約を締結。

##### ・国分寺市 提案型協働事業制度

平成 19 年度より、市民活動団体の先駆性、専門性、柔軟性等を活かした事業であること等を要件とし、市の既存事業と新規事業との双方について、市民活動団体から提案を受け付ける提案型協働事業制度を試行的に導入。提案を受けて担当課を決定し、提案者と担当課の調整会議を経て、審査会で審査を行い、担当課と提案団体との役割分担を定めた協定書を締結の上、委託契約を締結。

##### ・佐賀県 CSO 提案型協働創出事業

「提案型公共サービス改善制度」（別称「協働化テスト」、平成 18～20 年度実施）の結果を踏まえ、平成 21 年度から「CSO 提案型協働創出事業」を導入。応募資格はNPO 法人、ボランティア団体、自治会等を含むCSO（市民社会組織）であり、県及び市町の既存事業、新規事業について、委託、共催、補助、後援、事業協力の形で提案を受け付ける。提案受付後は、提案者と県・市町の担当課で提案内容に関する協議を行い、採択、不採択を決定し、事業を実施。

また、実際に、政府と担い手との役割分担を定めた上で協働事業を行っているものとして、以下の事例がある。

##### ・横浜市 地域子育て支援拠点事業における協働の取組

市民の発意に基づき、市が、18 の行政区のそれぞれに順次一か所ずつ設けて

いる地域子育て支援拠点事業を、NPO法人等への委託により運営。契約にあたって、委託契約書に加え、市（各行政区）と事業運営法人が話し合い、事業の目的の共有と、相互の役割分担について定めた協働協定書を締結し、親子の居場所事業、相談事業、子育て情報の収集発信事業、ネットワーク事業、人材育成事業等を実施している。

## （２）企画競争の活用

地方自治体が協働の相手方を選定する際、価格のみならず、担い手の専門性等をも適切に評価することを定めた取組としては、以下のような事例がある。

### ・滋賀県 多様な主体との協働を進めるためのマニュアル

平成22年3月に、県が、コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体と委託・補助等により協働する際のマニュアルを作成。委託を行う場合は、県が協働の相手方を選定する際に、企画提案公募で審査に基づき行うことが望ましいとしている。ただし、2年以上にわたって同じ相手方に委託する場合は、初年度の事業評価等によりその根拠を明確にすることが必要としている。

### ・豊島区 としま協働推進ガイドライン

平成21年に、区が地域活動組織、NPO、大学、企業等の多様な主体と協働する際のガイドラインを作成。区が企画した事業の協働相手を選定する際は、企画提案の提出等によることについて定めている。また、選定基準や選定結果を公開し、特定の団体に固定化しないよう、同一団体との協働を継続する場合は、一定期間ごとに見直しを行うこととしている。

## （３）バウチャー制度の活用

地方自治体がバウチャー制度を活用している取組としては、以下のような事例がある。

### ・秋田市 在宅子育てサポートクーポン券制度

保育所や幼稚園に通っていない就学前の子どもがいる世帯に対し、市の指定した一時預かりサービスや託児サービス、日帰り遠足、動物園やプール等の利用に用いることのできるクーポン券を配布する制度。

### ・渋谷区 病児・病後児保育利用料金助成制度

通常保育を受けている乳幼児で、子どもが病気やケガで保育施設に登園できず、区の指定した事業者によるベビーシッター等のサービスを利用した場合に、利用に要した費用の一部を区が助成する制度。

#### (4) 市民セクターへの参加の促進

公務員による社会貢献活動、地域づくり活動等を奨励し、市民セクターへの参加を促進する取組としては、以下のような事例がある。

##### ・地域に飛び出す公務員を応援する首長連合

公務員が公務外の自分の時間を活用して、一国民、一地域住民として、職場や家庭における役割に加え、社会貢献活動、地域づくり活動、自治会、PTA、消防団、NPO法人などの活動に参画することを応援するため、それぞれの地方自治体の責任において具体的な施策を実施する知事・市町村長のネットワーク。

##### ・三鷹市基本計画改定に向けたまちづくりディスカッション(市民討議会)

平成19年度に、三鷹市が第3次基本計画の改定において、参加者を市民から無作為抽出で選ぶ市民討議会形式を用いて「基本計画改定に向けたまちづくりディスカッション」を開催した。討議会は、一般公募による市民委員、市民活動について知識・経験を有する者、市職員等からなる実行委員会により運営された。

市は他の市民参加手法による市民の声と同様に討議結果も計画の素案に反映して基本計画の改定を行った。実行委員会は、市からの反映の状況について情報提供を受けて、実施報告書を作成して市長に提出した。

## II. 今後の検討課題について

今後引き続き検討を行うことが必要とされたのは以下のような事項である。

### 1. 政府と市民セクターとの協約の締結に関する考え方

政府と市民セクターが、互いに対等の立場で公共的な役割を担う「新しい公共」の姿を具体的に示す上で、政府と市民セクターとの連携の基本的枠組みについての包括的協定を締結することが考えられる。

そのモデルとして、イギリスにおいて、政府とボランティア・セクターがそれぞれの責務と姿勢を約束した「コンパクト」があり、我が国の地方自治体で行われている取組としては、愛知県の「あいち協働ルールブック」等があるが、調査会においては、このような協定を我が国においても策定すべきではないかという点について議論が行われた。

これについては、特に、協定の目的・役割、市民セクターの代表性の確保のあり方、協定の法的性格及び実効性、策定プロセス等の課題が挙げられたが、調査会において明確な方向性を示すまでには至らなかった。

従って、この件については、推進会議において、その大きな方向性を議論して頂いた上で、必要があれば改めて調査会において引き続き検討していくこととしたい。

### 2. 「新しい公共」を支える法人制度のあり方

社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動するいわゆる社会的企業には、営利法人（株式会社、持分会社、企業組合等）の形態をとるもの、非営利法人（NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、協同組合等）の形態をとるもの、営利・非営利両方の形態をとるもの（株式会社とNPO法人等）が存在するが、こうした社会的企業は、行政や企業ではできない、現場に即した細やかなやり方で「新しい公共」の推進に貢献している。このような社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、「新しい公共」を支える法人制度のあり方について、諸外国や国内の先進的事例も参考にしつつ、調査会で引き続き検討を進める。



### 3. 休眠預金の活用

担い手を金融面から支える活動基盤整備を進める上で、諸外国（イギリス、アイルランド、韓国）における、長期にわたって引き出しや預け入れ等のない預金を社会的サービスの財源として役立てるような動きも参考とし、休眠預金（注2）の活用による担い手への支援の導入を行うべきか否かを含め調査会で検討する。

（注2）休眠預金とは、流動性預金及び自動継続定期預金以外の定期性預金のうち、最終取引日以降、払い出し可能の状態であるにもかかわらず長期間移動のないもの、自動継続定期預金のうち、初回満期日以降、長期間継続状態が続いているものをいう。